

- 協力学術研究団体の指定の審査事務にあたって、団体規程等に指定要件として規定されている「研究者」の範囲について

〔平成25年10月25日  
第33回科学者委員会決定〕

改正 平成26年4月10日第38回科学者委員会決定

- (1) 大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者
- (2) 国立試験研究機関、特殊法人、及び独立行政法人等において研究に従事する者
- (3) 地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者
- (4) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者
- (5) 民間企業において研究に従事する者
- (6) その他、高度の専門性を有し、職務として研究に従事する者((1)～(5)の非常勤職に就く者を含む)又は当該研究分野に関し、優れた業績を有する者